

門真市立図書館資料収集方針

1 選択の目的

図書館の基本的目的を達成するため、図書・記録その他必要な資料（以下、「図書館資料」という。）の選択をし、収集を図る。

2 選択に対する責任者

- (1) 図書館資料選択の最終責任は館長が負う。
- (2) 各担当職員から出された資料の選択については、上司がその指導・調整の責めを負う。
- (3) 各担当とは、一般図書、児童図書と参考図書の購入担当とする。

3 職員の義務

職員は、図書館資料の選択にあたって、下記の事項に留意しなければならない。

- (1) 図書館資料を平等に評価し、個人的な思想・信条によって、評価しないこと。
- (2) 言論の自由は最も重要な権利であり、図書館はこの権利に基づいて、図書館資料の選択を図る。
- (3) 利用者の立場に立つと同時に、利用者の要求を的確につかむこと。
- (4) 地域社会の読書状況を知り、その地域の人々が図書館をいかに考え、またその地域的特質に対する知識をもつこと。
- (5) 基本的な司書としての知識でもってスタンダードな図書を把握すること。
- (6) この選択基準は、利用者の読書要求の変化に伴い、その要求に答えなければならない。

4 選択基準

- (1) 利用者の要求に応えるため、各分野の構成を考え、信頼される図書館資料の収集を図る。
- (2) 利用者の日常生活にかかせないレクリエーション・家庭生活・社会生活など必要な図書館資料を収集し、常にその更新をはかる。
- (3) 郷土資料の収集を図る。
- (4) 複本は原則として購入しないが、利用者よりの要求度によって考慮した上で決定する。
- (5) 寄贈図書に際しても受納は選択基準と同様に扱う。